（様式　３）

水辺のまちあそび運営事業者

　共同企業体協定書（標準様式）

　○○株式会社（以下「甲」という。）、××株式会社（以下「乙」という。）及び△△株式会社（以下「丙」という。）は、共同企業体を結成し、水都大阪コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）による水辺のまちあそび運営事業者募集要項に基づき、施設等を仮設置・維持管理・運営・撤去する事業（以下「事業」という。）を共同して推進し、その円滑な遂行を図るためこの協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定書は、甲、乙及び丙が、共同企業体を結成し、事業提案を共同して作成し、応募するとともに、最優秀提案者に選定された後は契約の締結に向けて、また、契約締結後は施設等の仮設置・維持管理・運営・撤去等について、共同連帯して事業を遂行するために必要となる事項について定めることを目的とする。

（名称）

第２条　甲、乙及び丙が結成する共同企業体は、◎◎◎◎◎共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を（例：大阪市○○区○○丁目○番○号○○株式会社内）に置く。

（存続期間）

第４条　当企業体は、平成　　年　　月　　日に成立し、事業が終了するまで存続するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第５条　当企業体の構成員は次のとおりとする。

例　　大阪市○○区○○丁目○番○号　　　○○株式会社

東京都××区××丁目×番×号　　　××株式会社

神戸市△△区△△丁目△番△号　　　△△株式会社

（運営委員会）

第６条　当企業体は、その意思決定機関として、運営委員会を設けるものとする。

２　運営委員会は、各構成員から選出する委員で組織する。

３　運営委員会は、別に定める運営委員会規約により運営するものとする。

（代表者）

第７条　当企業体は、甲を代表者とする。

（代表者の権限）

第８条　代表者は、運営委員会の決定に基づき、当企業体を代表して関係機関との協議並びに手続き等を行う権限を有するものとする。

２　甲は、前項の規定に基づき協議を行った事項を乙及び丙に対し、定期的に報告するものとする。

（構成員の責任）

第９条　各構成員は、水辺のまちあそび運営事業者募集要項等に基づき、共同して行う事業計画等の提案及び事業の実施に関し、存続期間中連帯して責任を負うものとする

（権利義務の譲渡の制限）

第10条　各構成員は、この協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできない。ただし、第13条及び第14条に定める場合において、実行委員会が認めた場合はこの限りでない。

（共通費用の分担）

第11条　事業推進時において発生する共通の経費等については、必要の都度、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員相互の責任の分担）

第12条　各構成員がその分担事業に関し、実行委員会及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　各構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　第３項の規定は、いかなる意味においても第９条に規定する連帯責任を免れるものではない。

（構成員の脱退に対する措置）

第13条　各構成員は、協定が継続する期間は脱退することはできない。ただし、各構成員が他の構成員全員の承認を受けた上、利害関係を有する関係官庁等の承認を得た場合は、この限りでない。

２　構成員のうち、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して事業を遂行するものとする。

３　前項の場合においては、前条第２項及び第３項の規定を準用する。

（構成員の破産又は解散に対する措置）

第14条　構成員のうちいずれかが本事業途中において、破産又は解散した場合においては、前条第２項及び第３項の規定を準用する。

（疑義等の決定）

第15条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、運営委員会において定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書４通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各１通を保有する。また、１通はコンソーシアムに提出する。

平成　　年　　月　　日

甲（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　印

丙（所在地）

（商号又は名称）

（代表者氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　印